

埼玉県障害者交流センター指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

令和2年7月7日から募集を開始した埼玉県障害者交流センターの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県障害者交流センター指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地
理事長 谷澤 正行

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

7月30日（木） 2団体

(2) 応募申請団体数

- ・令和2年9月7日締切り 1団体
- ・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

1 審査基準

- ① 県民（障害者）の平等なセンターの利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。
- ③ センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審査項目

- ① 応募資格に適合しているか。法令等に適合した運営を確保できるか。
- ② 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ③ 県民（障害者）の平等利用確保への配慮がなされているか。
- ④ 身体障害者福祉センターA型の機能を確保するために、必要な職員を配置しているか。
- ⑤ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ⑥ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑦ 防災、防犯、その他緊急時の対応など、危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ⑧ 自主事業の計画は妥当か。
- ⑨ 指定管理業務に係る県の委託料（提案額）は適切な額か。
- ⑩ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑪ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
岩崎 香	早稲田大学人間科学学術院教授
清水 貴行	埼玉弁護士会高齢者障害者権利擁護センター運営委員
田中 一	埼玉県障害者協議会代表理事
沢辺 範男	埼玉県福祉部副部長
村瀬 泰彦	埼玉県福祉部障害者福祉推進課長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

社会福祉法人 1団体

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○審査結果

審査項目 (配点)		採点結果
1	応募資格に適合しているか。 法令等に適合した運営を確保できるか。	25点 23点
2	県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。	50点 42点
3	県民（障害者）の平等利用確保への配慮がなされているか。	25点 22点
4	身体障害者福祉センターA型の機能を確保するために、必要な職員を配置しているか。	75点 56点
5	利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	50点 40点
6	効果的かつ効率的な管理を実施できるか。	50点 40点
7	防災、防犯、その他緊急時の対応など、危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。	25点 21点
8	自主事業の計画は妥当か。	25点 18点
9	指定管理業務に係る県の委託料（提案額）は適切な額か。	100点 73点
10	法人等の経営基盤が安定しているか。	50点 42点
11	個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。	25点 21点
合計点		500点 398点

※各委員100点満点で5名、500点満点で実施。

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の選定理由

<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士や社会福祉士、障がい者スポーツ指導員など、障害者福祉に経験豊富で専門性の高い職員を配置できる体制を備えている。 ・施設設立以来、施設の安心安全を確保しつつニーズを踏まえたプログラムを実施するとともに、質の高い経験豊富な人材を活かし、センター外に職員を派遣して実施する地域支援事業や、障がい者スポーツ指導員・ボランティアなどの人材育成に取り組んでいる。

○ (参考) 選定委員の主な質疑

質 疑	回 答
文化事業の地域訪問支援とは具体的に何を行っているのか。	施設からの要望を基に職員を派遣して、小物などを作成する支援を行っている。訪問後も施設職員が自ら施設内で行えるように、職員育成を含めた支援をしている。2年連続で同施設に訪問することもあるが、施設を固定して支援はしていない。
苦情・要望への対応はどうしているのか。	施設の利用から職員対応など苦情の内容は様々であるが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策における利用制限に関するものが多い。 利用者の中には上手くコミュニケーションがとれない方もいるため、きめ細やかな相談対応ができるよう専門資格を有する職員を配置したいと考えている。

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の提案の概要

- ① 基本方針
 - ・関連する法令や条例、規則の遵守
 - ・障害者が、安心、安全にスポーツや文化芸術などの社会活動に参加できるような環境づくり
- ② 管理執行体制
 - ・所長＋常勤19人、非常勤18人
 - ・応急処置に関する研修や障害特性に応じた施設内研修の充実
 - ・各種専門職資格の取得奨励及び自己啓発の支援
- ③ 柔軟なサービスの提供について
 - ・社会活動支援に関するノウハウの提供
 - ・スポーツ事業、文化・芸術事業の地域支援
 - ・ウェブを活用したスポーツ事業、文化事業のオンライン配信
- ④ 苦情・要望への対応について
 - ・障害特性に応じたきめ細やかな相談対応のため、専門資格を有する職員の配置
- ⑤ 個人情報取扱い
 - ・関係法令や条例の遵守、社会福祉事業団の諸規程に沿った適切な処理
 - ・重要文書の取扱い、守秘義務の重要な職員への周知及び意識付け
- ⑥ 設置目的を達成するための創意工夫について
 - ・障害者アートなどの魅力発信
- ⑦ 危機管理に対する方針について
 - ・危機発生時の連絡対応のためのマニュアルを定め、緊急連絡網を整備
 - ・不審者への対応マニュアルの整備・防犯カメラの設置